

平成 27 年 6 月 5 日

各 位

会社名 株式会社 エスエルディー
 代表者名 代表取締役 CEO 青野 玄
 (コード: 3223 東証 JASDAQ スタンダード)
 問合せ先 取締役 CFO 伴 直樹
 (TEL. 03-6277-5031)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 29 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約(以下「責任限定契約」)を締結することができる対象者の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても新たに責任限定契約を締結することができる様、当社定款第 30 条及び第 41 条の規定を変更するものであります。なお、定款第 30 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第30条 当社は、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役との責任限定契約) 第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第41条 当社は、<u>社外監査役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役との責任限定契約) 第41条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 29 日 (月曜日)
 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 29 日 (月曜日)

以上